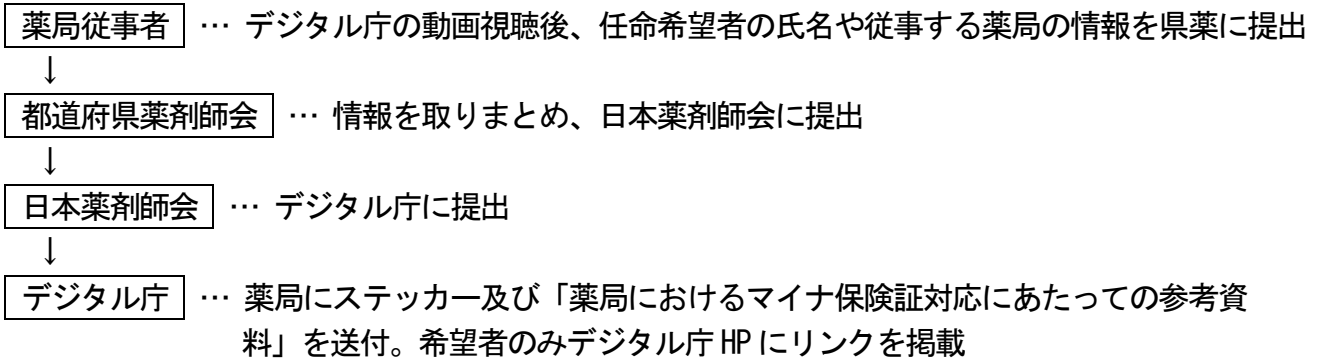


## ■デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）



※後日、デジタル庁から薬局にステッカー等が送付されます。

※報告期限は設定していないため、任命希望があった場合に適宜報告ください。

なお、希望者がいない場合は、報告不要です。

## ■視聴いただく動画

[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_promotion\\_staff\\_movie](https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie)

上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。

### ①デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）

※上記リンク先の「応用8講座」のうち、「マイナンバーカードの申請方法」と「マイナポータルの活用方法」をご視聴ください。

### ②マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

### ③マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

## ■任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能です。個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。
- ・会員の従事する薬局についてのみ、任命手続きに必要な情報の収集をお願いいたします。

## 任命後のデジタル推進委員に係る問合せ先

デジタル庁デジタル推進委員サポートセンター（業務委託）

メールアドレス [support@digital-promotion-staff.jp](mailto:support@digital-promotion-staff.jp)